

騙されないよう気を付けよう

みずき野町内会

(1) 架空請求ハガキ、メールに注意

最近また、守谷市内に架空請求ハガキが送られてきているようです。

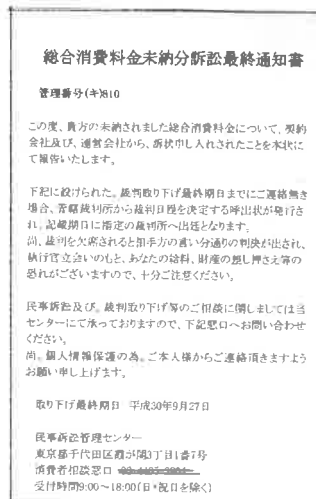
これは（具体的な内容も告げず）「あなたには未納金がありこのままでは裁判沙汰になる。解決したければ今すぐ指定されたところへ連絡するように」というものです。

これは「詐欺」です。

添付のチラシ（消費者庁発行）にその手口が紹介されていますので、よく読んで騙されないようにしてください。

身に覚えのない請求には絶対に対応（電話）してはなりません。

メールの場合も同じです。



(2) 「火災保険が使える」と誘う「住宅修理契約トラブル」に注意

先日の台風 24 号の強風のため屋根の棟板金が剥がれる被害がみずき野でも見受けられます。



今後、見知らぬ屋根修理業者が「火災保険が使える」と誘って営業訪問に回ってくることも予想されます。（火災保険の補償対象になる場合もありますが、その適用の可否や手続き方法などは保険会社に確認してください）

添付のチラシ（独立行政法人国民生活センター発行の見守り新鮮情報第 137 号）をよく読んで契約トラブルにあわないよう気を付けてください。

~~~~~  
\*見守り新鮮情報は「独立行政法人国民生活センター」から随時発行されています。同センターのホームページにアクセスしてみてください。

\*守谷市の消費生活センターは市役所2階経済課にあります。困ったときは相談してください。（TEL 0297-45-2327）

以上